

## 宇部都市計画特定用途誘導地区の決定（宇部市決定）

都市計画特定用途誘導地区を次のように決定する。

種 類	面 積	建築物等の 誘導すべき用途	建築物の容積率の 最高限度	備 考
特定用途誘導地区	約 148 ha	別表第1のとおり	別表第2のとおり	
計	約 148 ha			

### 別表第1

下記に掲げる用途のうち、都市機能を誘導するために容積率制限を緩和すべきもの

(1) 店舗

- ・大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000㎡を超える施設

(2) 病院

- ・医療法第4条の2に規定する特定機能病院
- ・医療法第1条の5に規定する病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの

### 別表第2

当該建築物の全部又は一部を誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度は、次に定める式によって計算した数値とする。

$$V = 3V_c / (3 - R)$$

この式において、V、V<sub>c</sub>、Rは、それぞれ次の数値を表すものとする。

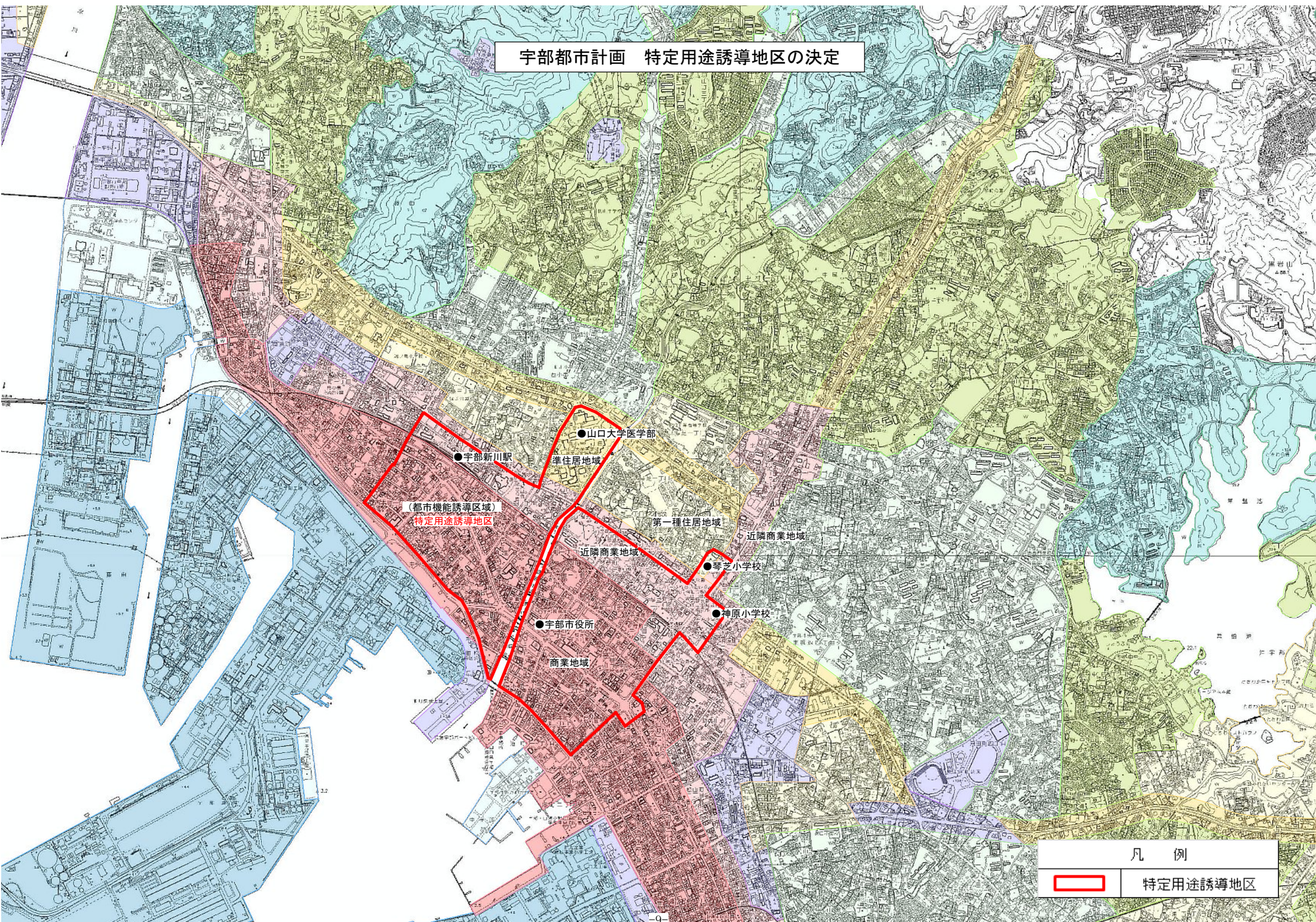
V：建築基準法第52条第1項第6号の数値

V<sub>c</sub>：用途地域に関する都市計画において定められた容積率

R：建築物の誘導用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合

「位置、区域は別図表示のとおり」

# 宇部都市計画 特定用途誘導地区の決定



凡 例



特定用途誘導地区